

京都市青少年科学センターにおける
「みんなでつむぐ KYOTO 科学ミライ LUB (ラブ)」事業に係る調査研究業務 仕様書

1 委託業務名称

京都市青少年科学センター（以下「科学センター」）における「みんなでつむぐ KYOTO 科学ミライ LUB (ラブ)」事業（以下「ミライ LUB」）に係る調査研究業務

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3 履行場所

京都市内ほか

4 「ミライ LUB」の概要

別紙1のとおり

5 業務内容

本委託業務の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 「ミライ LUB」事業の調査研究

ア 「ミライ LUB」事業のモニタリング

事前に発注者と評価項目を協議の上、事業を構成する取組への立会又は書面によるモニタリングを行う。

立会を伴うモニタリングは3回程度とし、対象となる取組は発注者と協議の上、決定する。

立会を伴わないモニタリングについては、発注者が提供する資料（事業内容、参加人数・属性、開催時の写真等）をもとに行う。

※アの対象となる取組例は、以下のとおり。

- ・京都市役所前や区役所等で行う天体観望会
- ・科学センターの大型望遠鏡等を使って行う天体観望会
- ・夜間プラネタリウムやプラネタリウムで行うコンサート等のイベント
- ・地域の山で行う自然観察教室
- ・大人も子どもも楽しめる実験教室
- ・植物や昆虫の標本について学ぶ標本教室
- ・伝統産業・伝統工芸に科学の視点から取り組む体験講座
- ・「青少年のための科学の祭典」や「科博連※サイエンスフェスティバル」などの多くの関係団体が科学センターに集まって行うイベント など

※京都市科学系博物館等連携協議会：京都市内の科学系博物館で構成。

イ 事業課題の整理及び分析

アのモニタリングを踏まえて、事業の分析及び課題の洗い出しを行う。

※観点例は、以下の通り。

- ・事業の目的実現に向けた各取組における目標設定の妥当性、目標到達度

- ・実施方法・手段
- ・組織体制（人員体制含む） など

ウ 改善策の検討・提案

イで整理した課題を踏まえて、事業のスキームや取組について、短期的又は中長期的観点からの改善策について、事業の視点から検討し、イメージ図も含めてわかりやすく提示する
※改善策の観点例は、以下の通り。

- ・事業全体を貫くコンセプトやストーリーの精査
- ・事業実施に係る方法・手段（ソフト・ハードとも）、特にソフト面では、科学とまちの魅力をつなぐ「テーマコミュニティ HUB」としての役割実現のための方策、ハード面では、必要な立地条件、敷地・施設規模、施設設備・機能の整理

(3) 報告書の作成

受注者は、発注者の指示に基づき、(1) 及び (2) に関する報告書を作成すること。

(4) 打合せ・議事録作成

発注者及び受注者は、本委託業務を円滑かつ効果的に実施するため、綿密に打ち合わせを実施するとともに、業務の進捗状況の確認及び調整を随時行うものとする。また、打合せ後には議事録を作成すること。

6 成果物

本業務委託の成果物については、以下のとおりとする。

(1) 報告書

形式：紙媒体（A4版・3部）、電子データ（Microsoft Word、Microsoft Excel 他）

提出方法：簡易製本（紙媒体）、CD-R（電子データ）

期日：発注者と協議の上、決定する。

(2) その他資料一式

本委託業務で作成した Microsoft Word、Microsoft Excel 等の形式による各種データ、調査事項の集計結果データ、分析結果データ、統計情報等の資料一式は、発注者の求めに応じて速やかに提出すること。

7 支払手続き

委託業務完了後、発注者において「6 成果物」の内容等に基づき履行を確認した上で、受注者の請求により支払う。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

当事業の受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、発注者と協議の上、その一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

個人情報の保護等については、別紙「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」を遵守すること。

9 その他

- (1) 印刷資料代等業務履行に必要な経費は、受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、各種業務等の実施手法や実施内容について適宜発注者と協議を行い、協議結果を踏まえた上で各種業務等に着手すること。
- (3) 受注者は、各種業務等に係る調査・検討の結果について、随時発注者に提示・報告すること。
- (4) 受注者は、発注者が指定した期日までに成果物等を提出することとし、成果物等の編集等については、発注者と十分協議すること。
- (5) 所管所属の所持する資料のうち、当該業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取扱い、業務終了後は、速やかに返納すること。また、貸与を受けた資料及び当該業務の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。
- (6) 受注者は、国及び本市の関連法規等の内容も踏まえた上で、発注者と綿密な協議を行いながら本委託業務を実施すること。
- (7) 本委託業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて発注者に帰属するものとする。また、発注者は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (8) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、発注者は、発注者の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (9) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、京都市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者(複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。)は、委託業務を開始する前に、京都市(以下「発注者」という。)が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業者の監督)

第4条 受注者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。
- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
- 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しない

こととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生への報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。

「みんなでつむぐKYOTO 科学ミライ LUB (ラブ) (以下「ミライ LUB」)」事業

1 事業の背景・目的

京都市青少年科学センターでは、「京都ならではの STEAM 教育」の拠点としてふさわしい科学館への飛躍を目指して、今後の「使命」や「あるべき姿」、「果たすべき役割」等に関する調査研究を進めている。

令和7年度は、有識者等で構成する検討会議をはじめ、「まちびとよりあい〜京都で STEAM〜」などの様々な立場の市民等が参加する対話の場を設定し、多様な御意見をいただきながら、議論を重ねた。令和8年度は、こうした議論の場で交わされた意見等を踏まえ、科学がよりよい未来を創るうえで必要不可欠であるという認識の下、STEAM 教育の特長である内発的動機を原動力とした知の深化・探索・創造を目的に、京都の「まち柄」を活かした取組を実施する。

2 事業概要

本事業では、検討会議等で提起された機能を実装するための枠組み（考え方）を試行的に構築し、その枠組みに新規又は既存の取組を組み込むことで、科学センターにおける市民科学事業全体に新たな文脈を宿し、内容の充実を図る（別紙1-2参照）。

※「LUB (ラブ)」とは…

「LABORATORY」…「実験室」「研究室」「作業室」「開発室」

「HUB」…「科学教育の HUB」「科学以外の HUB との接続」など「関係性の結節点」

「FABRICATION」…「ものづくり」「事物の結合関係を決定する物理的な仕組みや機構」

(1)「推し固有の学び場」(テーマ別の学びの場)

石・星・植物など特定の「推し」に関するテーマに関心を持つ方々が、川・天文台など当該テーマにゆかりのある場所に集い、観察活動や対話を行う場を創設する。参加者間の関係性が育まれるとともに、テーマに関する知恵が深化することを目指す。

(2)「推し同士の交じり場」(多様なテーマの交流の場)

「科学教育のテーマコミュニティ HUB※」である科学センターにおいて、多様な「推し」に関心を持つ方々が一堂に会し、観察活動や対話を行う場を創設する。「推し固有の学び場」同士が交じり合うことで、参加者間の関係性が育まれるとともに、領域を横断した新たな知恵が深化することを目指す。

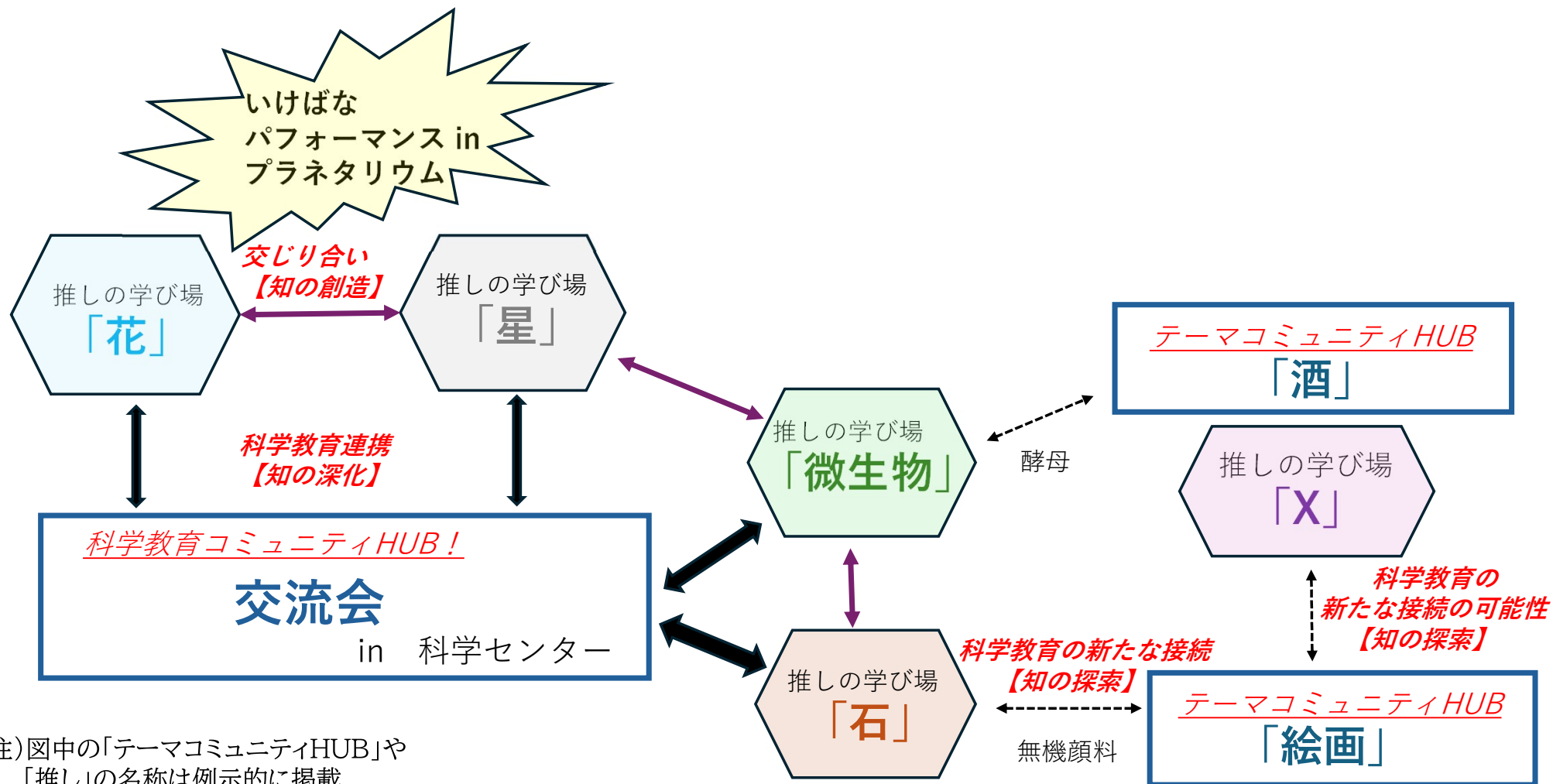
※「テーマコミュニティ HUB」…複数の「推し」に共通するテーマを掲げた交流の場

3 本調査研究業務委託の必要性

上記2(1)、(2)の事業は、当センターの既存の取組も組み入れて推進する。本事業において検討会議等で提起された内容を実現するためには、目標設定や評価方法、推進体制、施設・設備のあり方など、事業全体を取り巻く環境をアップデートする必要がある。そのため、第三者による客観的評価、課題の特定、改善策の提示・実施支援を行うことが必要不可欠である。

「みんなでつむぐKYOTO科学みらいLUB」イメージ図

別紙 1 - 2



注) 図中の「テーマコミュニティHUB」や「推し」の名称は例示的に掲載

京都市青少年科学センターにおける
「みんなでつなぐKYOTO科学ミライLUB(ラブ)」事業に係る調査研究業務

提案内容採点表

評価項目			評価				
			A	B	C	D	E
1 全体コンセプト							
<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的を十分理解しているか ・仕様書の趣旨に沿った上で、本業務に係る実施方針等が示されているかどうか 			15	12	9	6	3
2 「ミライLUB」事業の調査研究							
①	「ミライLUB」事業のモニタリング	・仕様書の内容に基づき、効果的かつ実現可能な提案や具体的な手法等が示されているか	20	16	12	8	4
②	事業課題の整理及び分析	・仕様書の内容に基づき、効果的な課題整理の手法や適切な分析手法等の具体的な提案が示されているか	20	16	12	8	4
③	改善策の検討・提案	・仕様書の内容に基づき、適切かつ具体的な改善策の観点の提案や、提案に至る具体的な検討手法が示されているか	20	16	12	8	4
3 実施体制・スケジュール							
<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施に向け適切な人員を配置するなど実施体制が示されているか。 ・業務実施スケジュールが遂行可能な内容となっているか。 			20	16	12	8	4
4 業務実績							
・同種の業務実績を十分有しているか、または同等の業務遂行能力があると認められるか			10	8	6	4	2
5 市内事業者加点							
・市内に本社、支社又は支店を有するか			5	0	0	0	0
6 提案使用料の価格							
<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の内容に対して妥当な見積りがされているか 満点(10点)×(提案価格のうち最低価格÷自社の提案価格) ※小数点以下切捨て			10～1				
合計			140点満点				

評価点:A(きわめて良好)・B(良好)・C(普通)・D(やや不十分)・E(不十分または提案なし)